

第55回日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウム 「学校に心の自由はあるのか」

人権擁護委員会副委員長 品川 潤 (60 期)

本格的な夏が到来するより少し早い7月4日、弁護士会館クレオにて、熱い議論が交わされた。

第55回日本弁護士連合会人権擁護大会のプレシンポジウムとして、「学校に心の自由はあるのか」とのタイトルで、教育現場への介入・統制がどのように行われているのかに焦点を当てたシンポジウムが開催された。

折しも、大津市のいじめ問題で、中学校が生徒にアンケートを実施していたことが判明し、大々的なニュースになった日であった。

パネリストは、教育評論家であり法政大学教授・教職課程センター長である尾木直樹氏（愛称：「尾木ママ」）、元都立久留米高等学校校長であり現在は都留文科大学講師の渡部謙一氏、そして大阪府門真市立第三中学校「君が代」不起立処分裁判弁護団の太田健義弁護士（大阪弁護士会）の3名、コーディネーターは人権擁護委員会の佃克彦副委員長、新村響子副委員長であった。

シンポジウムでは、まず太田弁護士が携わった門真市立第三中学校「君が代」不起立処分裁判の紹介が行われた。

これは、2008年3月13日に行われた卒業式での「君が代」斉唱の際、教員と生徒の合計160名のうち159名が着席したことについて、教員が訓告等の処分を受けたという事件である。当該教員は、大阪府及び門真市に対し、処分の取消と損害賠償を求めた。今年2月6日に大阪地方裁判所が出した判決は、取消請求につき却下、損害賠償請求につき棄却というものであった。

次に、渡部氏から、同氏が都立久留米高等学校校長で



あった時に東京都から出された10・23通達について、紹介が行われた。

この通達は、正式には「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」というものであり、これに基づいて、式の実施要項や、座席表、会場図を教育委員会に事前提出して了解を得る、教職員席・来賓席は正面に掲揚した国旗に向かって斜めに設ける、教育委員会派遣指導主事と教頭が起立・不起立を確認して報告する、などの細かい指示が出された。

渡部氏は、教育に強制はなじまないという信念を持っていたにもかかわらず、校長という立場や、従わないと処分をすると脅かされたことから、これに従って職務命令を出さざるを得なかったという苦しい胸中を語った。

尾木氏は、文部科学省がこのような方針を進めているのは、国家主義的な体制を作りたいからであると述べた上で、その背景には、大津市のいじめ問題のように学校・教員に対する信頼が失われる一方で、国家主義的な意見を唱える

リーダーが市民の支持を得ている事実があると分析した。そして、渡部氏に対して、「なぜ、先生は、職務命令を出さないという選択を取らなかったのですか？」と疑問を投げかけ、一人一人を考えて行動しなければ、ファシズムは必ずこうして起こる、と警鐘を鳴らした。

また、尾木氏は、教育現場への介入・統制が進んでいることによる子どもたちへの影響として、子どもたちが批判的な思考力を喪失していることを指摘した。大学のゼミでレポートを書かせても、統制には従うのが当たり前、という論調が圧倒的に多いのだそうだ。

太田弁護士は、教員を起立させる法制は、いずれ生徒を起立させる法制につながる、と統制の急速な進展に懸念を示した。

その他、教育委員会の存在意義についても議論がなされたが、誌面の都合上、ここでは割愛する。

おそらく、今回のシンポジウムに集まった人は、教育の自由に関心を持ち、教育現場への介入・統制に問題意識を持っている人が多かったと思われる。しかし、市民の中にこのような問題意識を持っている人はまだまだ少ないのではないだろうか。尾木氏が、「正しい理論を言っている、市民の支持を得なければパワーにならない、だから自分はメディアを使って外部に発表している。」と述べていたことが印象的であった。

弁護士会における議論も、クレオにとどまるのではなく、積極的に外部に発信して、市民に問題意識を持ってもらうことが必要であると痛感した。

東京弁護士会公設事務所設立 10 周年記念シンポジウム 「弁護士と市民の架け橋～パブリック 10 年の歩みと挑戦～」

会員 横山 友子 (63 期)

1 概要

去る 2012 年 7 月 19 日、弁護士会館クレオにおいて、標題のシンポジウムが開催された。このシンポジウムは、当会が支援する 4 つの都市型公設事務所「パブリック」の 10 年間の活動実績を振り返るとともに、今後のあり方を展望することを目的としたものである。

2 ケース報告「地域連携が生み出すチカラ」

法的問題を抱えていても、経済的・身体的・精神的な要因により弁護士に辿り着けない市民がいる。こういった市民に、弁護士の方からアプローチしていく「アウトリーチ」を実践する手段として、自治体等の地域機関との「連携」が注目されている。



多摩パブリック法律事務所の高野太一朗会員と武蔵村山市職員の柏崎真佐子氏からは、多摩パブリック法律事務所と武蔵村山市の連携活動についてご報告いただいた。当

初は電話による法律相談からはじまった両者の連携であるが、今では、困難な法的問題を内包するケースにおいて弁護士と自治体が協働して解決にあたるところまで、深まりをみせている。とりわけ、「こんなにフットワークが軽く、必要なときに駆けつけてくれる弁護士がいてくれてとても助かっている」との柏崎氏の言葉は印象的であった。

名古屋大学大学院法学研究科准教授の吉岡すずか氏は、司法アクセスの観点から地域連携及びそれを担う都市型公設事務所の活動を分析され、マンパワー及びノウハウを備えた都市型公設事務所が地域連携を実践し、司法アクセス障害を解消していくことの意義を説明された。

司法過疎地域及び都内において地域機関との連携を通じてアウトリーチを実践してきた当会の太田晃弘会員は、地域機関との連携をより効果的に実現するために弁護士が注意すべき点、及び、当該連携を通じて個々人が抱える問題に対して複数の機関が協働して解決にあたる「司法ソーシャルワーク」を実践する可能性について話された。

3 パネルディスカッション 「都市型公設の実践から見たもの」

4つのパブリックは、それぞれ異なった経緯から設立されたが、その活動に共通するのは司法制度改革の「市民に身近な司法」という理念の実践であった。シンポジウムでは各パブリックの具体的活動を紹介しながら、今後の都市型公設事務所のあり方、ひいては司法制度改革時代の未来の法曹像について議論が行われた。

刑事司法制度改革の担い手・活動の拠点として設立された北千住パブリック法律事務所は、数多くの困難事件や裁判員裁判事件を担当し、委員会活動や刑事弁護フォーラム等の活動を通じ、刑事弁護体制のさらなる充実・強化を目指し活動して来た。

設立時から新人・若手の弁護士を地方の司法過疎地域に派遣し、ゼロワン地域の解消に貢献して来た東京パブリック法律事務所からは、司法過疎対策の重要性とともに、都市型公設事務所の今後の在り方として、司法中心の発想から、地域コミュニティの一員としての役割分担という発想転換が提唱された。

人口415万人に対し弁護士500人の多摩地域の弁護過疎を解消するため設立された多摩パブリック法律事務所は、地域司法ネットワークの構築を目指す活動を紹介した。

司法制度改革を実現する人材を質・量ともに確保するために、新しい時代の法曹を養成する実践として、渋谷パブリック法律事務所は、法科大学院と提携して行ってきたリーガルクリニック等の臨床法教育の実践を紹介した。

このような活動を展開してきたパブリックだが、シンポの後半では、法曹人口が増大した今、パブリックの役割は何かという点についてディスカッションが行われた。単に困難な事件を引き受けるだけではなく、パブリックが培ってきた経験やノウハウを、広く会員に共有し取り組みを広げていくことがこれからの課題としてあげられた。またこれまでの実践の先に、「それでもまだ届いていない人がいるのではないか」という視点を持ち続けることの重要性も指摘された。

4 終わりに

今回のシンポジウムを通じて、4つのパブリックのこれまでの取り組みとその成果を確認することができた。

今後のパブリックには、これらの成果を会員に還元するとともに、「弁護士と市民の架け橋」として、常に市民の声に耳を澄まし、目を凝らし、新たなニーズを開拓する先駆者としての活動が期待される。